

「吉川市パートナーシップ宣誓制度」の考え方

令和3年9月 吉川市総務部庶務課

1. 検討の経緯

パートナーシップ宣誓制度について、これまでに当事者の方等からの要望をいただいたほか、市議会定例会においても、「吉川市におけるパートナーシップの認証制度（仮称）および性的少数者に関する諸問題への取り組みに関する請願」の採択がされました。

これを受け、性的少数者の困難や生きづらさの軽減など、自分らしく生きていくための一助になることを期待するとともに、性的指向や性的自認等の多様性を認め合い、人権を尊重するまちづくりの積極的な推進を図るため、「吉川市パートナーシップ宣誓制度」の創設に向けて検討を進めています。

2. 制度の背景

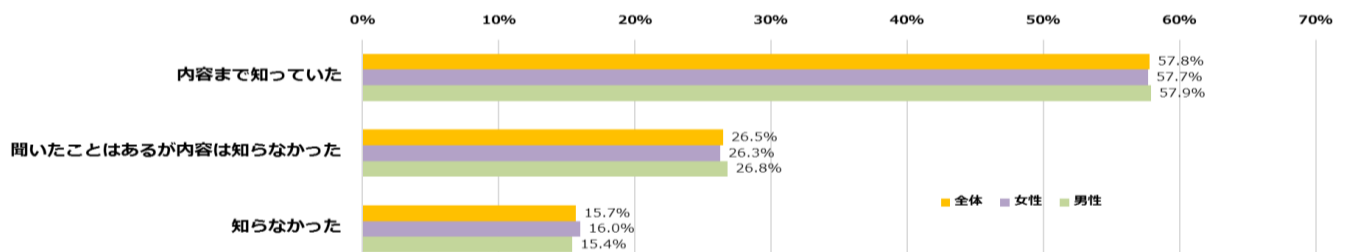
性的少数者は、少数者ゆえに偏見や差別にさらされたり、周囲に打ち明けることが出来ないために、生活の様々な場面で困難や生きづらさ感じています。

市では、「優しさと思いやりにあふれ、お互いの人権を尊重し合えるまち」を目指して、「吉川市人権施策推進指針」や「吉川市男女共同参画基本計画」に基づき、性の多様性への理解が促進されるよう各種事業に取り組んでいます。

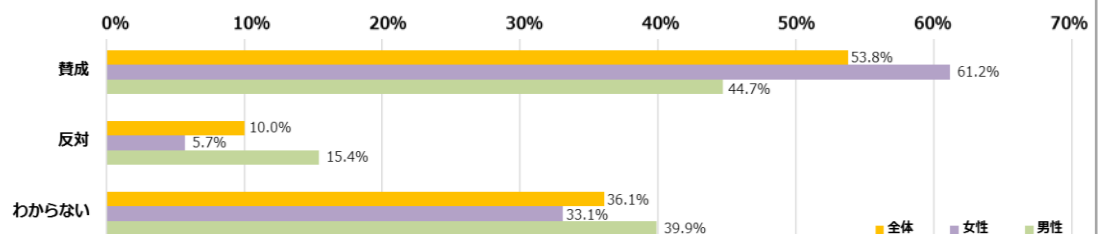
令和2年度吉川市男女共同参画市民意識調査結果より

「LGBT」という言葉の認知度については、「内容まで知っている」と回答した人が5割を超えています。【図1】また、「パートナーシップ宣誓制度」については、男女差があるものの全体では5割を超えた方が「賛成」と回答しており【図2】、「LGBT」や「パートナーシップ宣誓制度」に対する一定の認知や理解が図られています。

【図1】「LGBT」という言葉の意味を知っていますか。



【図2】「パートナーシップ宣誓制度」についてどう思いますか。



3. 制度の概要

一方又は双方が性的指向または性自認に係る性的少数者である者が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において、相互に協力し合うことを約したカップルが、パートナーであることを市に宣誓し、市は、その意思を尊重して「宣誓書受領書」等を発行する制度です。

4. 定義

(1) 性的少数者とは

性的指向が必ずしも異性愛ではない者、又は性自認が出生時の性と異なる者

(2) パートナーシップとは

互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的指向または性自認に係る性的少数者である二人の者の社会生活関係をいいます。

5. 宣誓を行うことができる方の要件

次のいずれにも該当する方が対象です。

- (1) 民法に規定する成年に達していること。
- (2) 市内に住所を有していること。(市内への転入を予約している場合も含む。)
- (3) 双方に配偶者がいないこと。
- (4) 他の者とパートナーシップの宣誓をしていないこと。
- (5) 互いに近親者でないこと。

6. 必要書類

- (1) 住民票の写し
- (2) 婚姻をしていないことを証する書類（戸籍謄本など）

7. 交付する書類

- (1) 宣誓書受領書
- (2) 宣誓書受領カード

8. その他

市は、宣誓書受領証等の趣旨が十分に理解され、社会生活の中で公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業所等への周知啓発に努めます。